

(仮称)滋賀県学校教育の情報化の推進に関する条例(案)概要

第1 目的 (第1条)

学校教育の情報化の推進に関する法律第21条の規定の趣旨にのっとり、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念を定め、県および学校の設置者の責務等を明らかにするとともに、学校教育の情報化の推進に関する基本的な事項等を定めることにより、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う児童生徒の生きる力の育成に資する。

第2 定義 (第2条)

学校、学校教育の情報化、児童生徒、デジタル教材およびデジタル教科書の定義を定める。

第3 基本理念 (第3条)

学校教育の情報化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われること。

- 1 児童生徒の学習活動の状況等に関する情報を活用した個別最適な学びと情報通信機器を使用した意見交換、発表等を活用した協働的な学びの一体的な充実、対面による指導と遠隔授業等を融合した授業づくりその他の情報通信技術を日常的に活用した教科等の指導等が適切に行われることにより、情報活用能力および確かな学力の育成が効果的に図られること。
- 2 情報通信技術を活用した学習とデジタル教材以外の教材を活用した学習、体験学習等とを適切に組み合わせること等により、多様な方法による学習が推進されるよう行われること。
- 3 全ての児童生徒が、経済的な状況、地域、障害の有無等にかかわらず、等しく、学校教育の情報化の恵沢を享受し、もって教育の機会均等が図られるよう行われること。
- 4 情報通信技術を活用した学校事務の効率化により、学校の教職員の負担を軽減し、児童生徒に対する教育の充実が図られるよう行われること。
- 5 児童生徒等の個人情報の適正な取扱いおよびサイバーセキュリティの確保を図りつつ行われること。
- 6 児童生徒が、自己または他人の権利を尊重し、情報化社会での行動に責任を持つとともに、犯罪被害を含む危険を回避し、および情報通信技術を適切に利用することができるよう行われること。
- 7 児童生徒による情報通信技術の利用が児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響に十分配慮して行われること。
- 8 県、市町、学校の設置者および保護者の適切な役割分担による協働により推進されること。

第4 県の責務等 (第4・5条)

県の責務および学校の設置者の役割を規定

第5 推進計画 (第6条)

県は、基本的な方針、期間、目標等を定めた学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を策定する。

第6 基本的施策 (第7～17条)

- 1 情報通信技術を活用した指導方法等の普及
- 2 情報モラル教育の充実等
- 3 障害のある児童生徒の教育環境の整備
- 4 特別な配慮を要する児童生徒に対する適切な指導等
- 5 学校の教職員の資質の向上のための研修の充実等
- 6 県立学校における情報通信技術の活用のための環境の整備
- 7 学習の継続的な支援等のための体制の整備
- 8 個人情報の保護等
- 9 人材の確保等
- 10 調査研究等の推進
- 11 県民の理解と関心の増進

第7 推進体制の整備 (第18条)

県は、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備その他必要な措置を講ずる。

第8 財政上の措置 (第19条)

県は、学校教育の情報化の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

(令和4年4月1日から施行)